

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について
(最終まとめ)

令和6年6月

中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育人材部会

目次

1. はじめに	1
(1) 「社会教育士」創設までの主な議論	1
(2) 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理	2
(3) 今後の生涯学習・社会教育の振興方策	2
(4) 第4期教育振興基本計画	3
(5) 社会教育人材部会の設置経緯、目的、最終まとめの位置づけ	3
2. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待	4
(1) 社会教育の裾野の拡大	4
(2) 社会教育主事・社会教育士の役割・期待	5
(3) 社会教育人材の確保の必要性	6
3. 社会教育人材の養成について	7
(1) 社会教育人材に求められる能力・知見	7
(2) 社会教育人材の養成の在り方	8
(3) 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策	9
ア. 社会教育主事講習の定員拡大	9
イ. 多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大	10
ウ. 社会教育主事養成課程における取組	12
エ. 講習・養成課程の更なる質の向上に向けた各機関の取組の共有	13
オ. 社会教育主事講習の受講資格の明確化	14
カ. 社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替	14
4. 社会教育人材の活躍促進について	15
(1) 社会教育人材の活躍場面の拡大	15
(2) 社会教育人材のネットワーク化の必要性	16
(3) 継続的な学習機会の確保の必要性	17
(4) 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策	18
ア. 社会教育主事の配置促進	18
イ. 社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示	19
ウ. 社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大	19
エ. 社会教育人材のネットワーク化	20
オ. 旧制度における受講者の社会教育士の称号取得の促進	22
カ. 修了証書の在り方	23
キ. 継続的な学習機会の確保等	23
5. おわりに	23

1. はじめに

(1)「社会教育士」創設までの主な議論

第6期中央教育審議会生涯学習分科会では、「生涯学習社会の構築」の中心的な役割を担う社会教育行政の今後の推進の在り方について審議を行い、平成25年1月に、「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（以下「第6期の整理」という。）として取りまとめた。

「第6期の整理」では、社会教育行政の今後の方向性をネットワーク型行政の推進を通じた「社会教育行政の再構築」として取りまとめたが、その再構築の具体的な方策や社会教育主事¹等の専門的職員や地域人材の在り方については、第7期中央教育審議会生涯学習分科会等において更に検討を行うこととされた。

これを踏まえ、第7期中央教育審議会生涯学習分科会では、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、当該WGにおいて、今後の社会教育行政や社会教育主事の在り方に関する具体的方策について審議し、平成25年9月に中央教育審議会生涯学習分科会として「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」（以下「審議の整理」という。）を取りまとめた。

「審議の整理」においては、平成24年7月に全国市長会から提出された社会教育主事の必置義務の廃止の要望について、社会教育行政が、今後とも地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要であり、引き続き必置を原則とすることが望ましいとされた。

その上で、社会教育主事講習²で学んだ知識や社会教育主事として得た知識・経験は、社会教育行政以外の社会教育に関連する様々な場面や、NPOやボランティア団体等の活動でも幅広く活用することが可能であることから、社会教育主事任用資格の有用性が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要であるとされた。

平成28年8月には、「審議の整理」を踏まえ、主として社会教育主事講習の在り方に関して、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにより「社会教育主事等の在り方に関する調査研究報告書」が取りまとめられた。

これらの検討を踏まえ、平成29年8月、社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会において「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」が取りまとめられた。ここでは、社会の各分野で社会教育主事任用資格の有資格者が活躍することは、「社会全体における学習の充実と質の向上につながるもの」であること、また「社会教育主事を目指す者と多様な社会教育関係者が共に学ぶことは、多様な主体と連携・協働して人づくりや地域づくりに取り組む社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義である」ことから、社会教育主事講習

¹ 社会教育主事は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の2第1項において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必置する職とされており、同法第9条の3において、①社会教育を行う者に専門的・技術的な助言及び指導を与えることや、②学校が社会教育関係団体や地域住民等の協力を得て教育活動を行う際に、求めに応じて必要な助言を行うことができることが職務とされている。令和3年10月現在、1,451名が発令されており、配置率は都道府県91.5%、市町村40.9%（人口1万人未満の町村を除く。）となっている。

² 社会教育主事講習は、社会教育法第9条の5及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施されており、現行制度においては、生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論、社会教育演習の4科目8単位で構成されている。

1 の実施に支障がない範囲で、社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れることが望ましいとされ
2 した。また、社会教育主事任用資格が社会の各分野で活用され、社会全体における学習の充実と
3 質の向上が図られるよう、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程³（以下「講習・養成課程」
4 という。）の修了者に「社会教育士（仮称）」の称号を付与するよう検討することが求められる、
5 とされた。

6 これらを踏まえ、平成 30 年 2 月に講習・養成課程の科目及び単位数の変更や社会教育士⁴の称
7 号の付与に関する規定の新設を内容とする社会教育主事講習等規程の改正がなされ、令和 2 年度
8 から、現行の講習・養成課程が実施・開設されている。

9 さらに、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」
10 （平成 30 年 12 月 21 日中央教育審議会。以下「平成 30 年答申」という。）では、社会教育主事
11 について、「社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助
12 言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たして」おり、「「学
13 びのオーガナイザー」としての中心的な役割を担っていくことが求められ、社会教育行政のみな
14 らず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシ
15 リテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担うことが期待される」と
16 している。また、社会教育士については、「社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、
17 まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関
18 する活動に積極的に携わっていくことが期待されるものであり、地域における課題解決の活動等
19 に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待さ
20 れる」とされている。

21 22 **（２）第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理**

23 「第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（令和 4 年 8 月中央教育審議会
24 生涯学習分科会。以下「議論の整理」という。）においては、地域コミュニティの基盤の強化に
25 向け、社会教育人材の量的な拡大と質的向上を進める必要があるとしている。具体的には、社会
26 教育士の公民館等への配置促進や、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大を図る
27 とともに、社会教育人材の継続的な学習機会の確保も含め、社会教育人材の養成・活躍機会の拡
28 充に向け、多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教
29 育士に係る制度の在り方を検討する必要があるとしている。

30 31 **（３）今後の生涯学習・社会教育の振興方策**

32 「議論の整理」を踏まえ、国では、生涯学習分科会での議論を経て、「今後の生涯学習・社会
33 教育の振興方策」（令和 5 年 3 月 8 日中央教育審議会総会資料。以下「生涯学習・社会教育の振

³ 社会教育主事養成課程は、社会教育法第 9 条の 4 第 3 号及び社会教育主事講習等規程に基づき、大学が実施している
ものであり、必修科目として生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論、社会教育特講及び社会教育実習の 5 科
目 21 単位と、選択科目として社会教育演習、社会教育実習及び社会課題研究から 1 以上の科目を 3 単位の計 24 単位で
構成されている。

⁴ 社会教育士は、平成 30 年の社会教育主事講習等規程の一部改正により、令和 2 年度以降の社会教育主事講習又は社会
教育主事養成課程の修了者に対して付与される称号であり、令和 5 年度末までに累計 7,047 人（令和 5 年度は 2,521 人）
に付与されている。

興方策」という。)を取りまとめた。

この中で、社会教育人材に関し、その活躍の促進を図る上での課題を解決するために取り組むべき重点事項として、①社会教育人材ネットワークの構築・展開による社会教育人材の組織的な活用、②社会教育士等の講習・研修の充実（講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援）、③社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）、④地域振興分野での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習受講促進等）、⑤講習の受講機会の拡大等（受講者枠拡大・オンライン化等）を掲げている。その上で、これらを推進するための具体的な施策については、社会教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、社会教育主事や社会教育士等の在り方も含め、さらに専門的な議論・検討が必要であるとしている。

（４）第４期教育振興基本計画

また、第４期教育振興基本計画（令和５年６月１６日閣議決定）においては、社会教育が持続的な地域コミュニティの基盤形成に重要な役割を担い、「学び」を通じて、人々が協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことが求められる、とされた。この役割は、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野の地域課題の解決においても重要であり、社会教育の充実による地域の教育力の向上や、地域コミュニティの基盤強化の必要性が指摘されている。教育振興基本計画が、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営みであるとする中で、社会教育は社会全体の基盤形成に資するものとして積極的な意義付けがなされ、社会教育の役割がこれまで以上に重要視されていることは意義深い。

また、このような社会教育に対するニーズの高まりに伴い、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割もその重要性を増しており、都道府県・市町村における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進することが必要であるとされている。

（５）社会教育人材部会の設置経緯、目的、最終まとめの位置づけ

第１１期生涯学習分科会での議論を踏まえ、第１２期においても社会教育人材に関する検討を継続して実施することとし、生涯学習分科会の下に社会教育人材部会が設置された。社会教育人材部会は、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこととされた。

令和５年８月には、社会教育人材部会としての最終まとめに先立ち、「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）」（以下「中間的まとめ」という。）を示した。中間的まとめは、社会教育人材の養成に関する取組の速やかな実施に向けて、関係教育機関の理解と協力を得た上で所要の準備を進める必要があることから、その制度改正に係る事項を中心として取りまとめたものである。

本部会においては、令和５年５月から令和６年５月にかけて計９回審議を行い、中間的まとめ以後は、その内容について審議を深めるとともに、社会教育人材の活躍促進に関して具体的な事例を踏まえた調査審議を行った。本最終まとめは、社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材

が果たす役割への期待を整理した上で、社会教育人材の養成と活躍促進の在り方について、具体的な改善方策も含め、今後の施策の方向性を示すものである。

2. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

(1) 社会教育の裾野の拡大

「議論の整理」でも示されたとおり、社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤であるという性格を強く有している。そのため、住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待されている。実際に、少子高齢化への対応に積極的に取り組む地方公共団体においては、地域の核となる学校教育と社会教育との連携により、世代を超えた地域のつながりづくりや次世代の育成が進められている。また、地域課題の解決に向けて地域住民の話し合いが公民館等を中心に進められたり、地域の社会的包摂の実現に向けた住民支援のために、職員が社会教育の素養を身に付けるための研修を実施するなどの取組を行ったりしている地方公共団体もある。さらに、気候変動等に伴う自然災害の頻発・激甚化や、それを踏まえた防災・減災事業への対応等の人命に直結する課題の対応においても、社会教育を基盤とした住民自治の強化が求められるなど、福祉・防災・農山漁村振興等様々な分野において、国民の生活基盤である「地域コミュニティ⁵」に着目した施策が各行政分野において展開され、これらの取組と社会教育との連携の重要性が指摘されている。

また、社会教育の担い手についても、従来から中心的な担い手であった社会教育施設、社会教育関係団体や NPO にとどまらず、首長部局や民間企業に広がるなど、多様化している。首長部局等では、様々な分野で社会教育活動を通じて地域社会との関係を深めたりしようとする取組が増えており、地方公共団体の長が、社会教育士は地域コミュニティにとっても有益な人材であると考え、職員に社会教育士の称号を取得するよう推奨している例もある。また、民間企業そのものの価値も、社会貢献や従業員の働きがいなど、これまでの営利に基づく経済的価値のみならず社会的価値創造の面からも評価されるようになっており、民間企業が社会教育実践の一翼を担う担い手として現れ始めている。例えば、主たる事業が教育関連ではない民間企業が公民館等で子供の体験活動等の社会教育を実施するなど、CSR に携わる中で社会教育人材の必要性を認識し、従業員が社会教育士の称号を取得することが有益であるといった声が聞かれている。

さらに、社会教育の担い手に加え、社会教育が行われる場や必要性についても広がりが見られる。オンライン化の進展に伴い、リモート就労の展開や関係人口の創出が地域創生の課題となるように、社会教育、特にその実践においても地理的な制約を超えることが可能となった。また、観光におけるインバウンドの急増、SDGs 達成に向けた取組の強化、さらには気候変動がもたらす影響への対応など、全国的かつ世界的な課題を人々の日常生活の現場で受け止めることの必要性が指摘されるほか、社会の構造的な変化によってリカレントやリスキリングの学習ニーズが高まっている。

⁵ 本「最終まとめ」における「地域コミュニティ」とは、人々の生活の場である市区町村や学校区単位でのコミュニティを基本的には想定している。ただし、例えば観光や SDGs などのテーマによっては地理的な地域に止まらず日本全国や国内外の幅広い分野に社会教育が拡大してきていることから、そうした新たな分野におけるコミュニティも地域コミュニティと同様の重要性をもつことになると考えられる。

1 このように社会教育の裾野が拡大する中、社会教育は地域コミュニティにおける学びを基盤と
2 した自律的・持続的な活動の促進に資するものであり、社会教育人材が果たし得る役割は大きい。

3 以上のように、社会教育とその実践の担い手である社会教育人材の重要性は、従来の社会教育
4 分野にとどまらず、社会の様々な行政分野において認知され、かつ社会教育との連携が模索され
5 ている。一方、社会教育法上、都道府県及び市町村に必置と規定されている社会教育主事の配置
6 率は、都道府県約 9 割、市約 4 割、町村等約 3 割となっており⁶、その機能を十分に果たし得る
7 状況にはなく、こうした実態を早急に改善する必要がある。

8 社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現によって社会教育の
9 振興を図っていくためには、社会教育に対する興味・関心や期待を持っている人々のニーズに着
10 実に応え、より多くの人々が社会教育活動に当事者として参画し、学び教え合う状況を創出すると
11 ともに、社会教育に対する社会的な認知をさらに高めていく必要がある。その実現のためには、
12 学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を
13 図ることが極めて重要である。

14 15 (2) 社会教育主事・社会教育士の役割・期待

16 社会教育主事は、教育委員会事務局に専門職として任用される役職であり、実態としては、地
17 方公共団体の事務職員や教員などで任用が見込まれる者が、社会教育主事講習を受講し任用され
18 ることが多い。その職務は、社会教育法第 9 条の 3 第 1 項で「社会教育を行う者に専門的技術的
19 な助言と指導を与える」とされるほか、同条第 2 項で「学校が社会教育関係団体、地域住民その
20 他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことが
21 できる」とされている。また、そのほかにも、「審議の整理」において、「地域の学習課題やニー
22 ズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに基づいた学習プログラムの立案、地域人材
23 の育成、地域人材の把握、学校教育と社会教育との連携の推進、相談など、社会教育主事の職務
24 が非常に広範多岐にわたっている」と整理されているとおり、地域の社会教育に関する計画・事
25 業・研修等の企画・立案・実施など、社会教育行政の中核を担っている。実態としても、国立教
26 育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した調査⁷によれば、教育委員会の社会教育主管
27 課長が社会教育主事に期待する主な役割は、学校教育と社会教育の連携推進、地域の学習課題や
28 ニーズの把握、社会教育指導者への指導助言、地域の教育資源や人材の把握などが挙げられてい
29 る。

30 その上で、平成 30 年答申や社会教育の裾野が拡大している現状を踏まえると、社会教育主事
31 は、社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たせるよう、学校教育（行
32 政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニ
33 ティに関する多様な分野と社会教育（行政）を、地域の自主的活動等を含めつなぎ、地域全体を
34 俯瞰した連携・調整を図ること等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割を担
35 うことが期待されている。すなわち、社会教育主事は、他分野の専門職と対等に協働しながら多

⁶ 令和 3 年 10 月時点。国立教育政策研究所社会教育実践研究センター作成「都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況」

⁷ 社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査（令和 5 年 11 月）

様々な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育振興の中核を担うことが求められている。

一方、社会教育士は、講習・養成課程における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習・養成課程の修了者に対して付与される称号である。そして、その実践的な能力は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設を中心とした従来の社会教育分野における職務やそれらを主たる活動として実践に携わる人々にとって有用なものであることはもとより、学校教育や首長部局、NPO、民間企業等が担う幅広い分野において、関連する業務や地域活動等を行う際に役立つものと考えられる。このため、社会教育士は、まさに現場レベルの活動において、各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加えるような工夫やコーディネートを行ったり、また社会教育の手法を用いて、人々の活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする、いわば「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待されている。

各地方公共団体における社会教育に関する組織体制は、施設や役職の名称を含めて多様であり、社会教育主事の配置の有無と地域における社会教育の取組の活発さが必ずしも単純に比例するわけではない。しかし、社会教育の裾野が拡大する中、社会教育の分野や担い手が多様化し、今後とも広がっていくことを想定すれば、地域における社会教育全体を俯瞰し、その調整を職務として担う社会教育主事の役割は重要性を増している。このため、社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげることで、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制を各教育委員会において整備することが望まれる。

その際、社会教育士といっても職務上で各分野の専門性を活かす者だけではなく、地域活動等の場面で活躍する者も多くなることも踏まえ、地域の社会教育人材が各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍することができるよう、社会教育行政の専門職である社会教育主事が、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが今後ますます重要となる。

このため、下記３（２）でも触れるとおり、社会教育主事が必要な能力・知見等をどのような実務経験や研修等で身に付けられるようにするかも考慮しながら、その配置促進を図る必要がある。

（３）社会教育人材の確保の必要性

社会教育が、地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を幅広く果たしていく上で、教育委員会事務局や社会教育施設に社会教育人材が適切に配置されることは、もとより必要である。

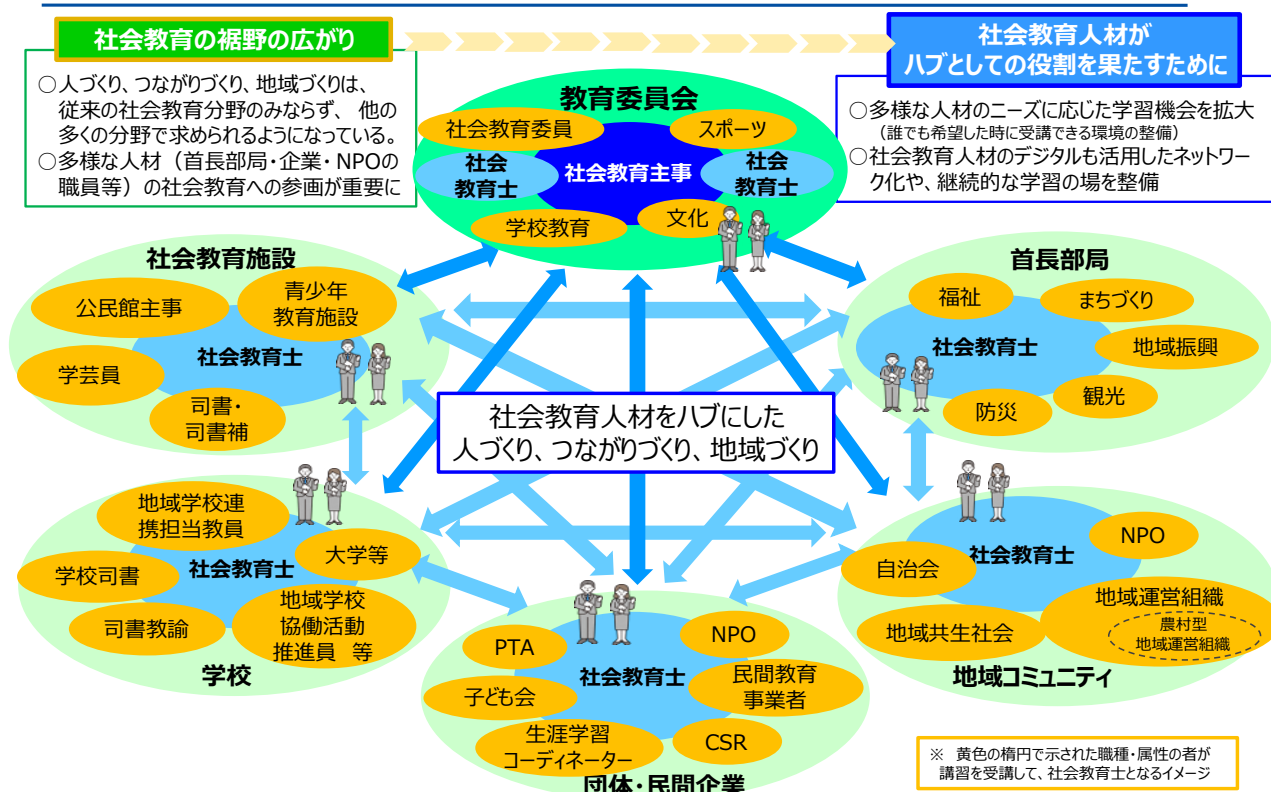
加えて、社会教育の裾野の拡大を踏まえると、いわゆる社会教育分野にとどまらず、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけではなく NPO 等の多様な主体が担う社会の幅広い領域において、社会教育の素養を備えた人材が活躍できるような養成の在り方が求められる。具体的には、当該分野の活動に従事している者等が、講習・養成課程を受講することで社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要である。

このように、社会教育分野を含む多様な分野で活躍する社会教育人材を幅広く確保することは、

より多くの人々が社会教育活動に触れ、その主体的な参画を可能とするのみならず、社会教育人材の相互のつながりを通じた支え合いや、組織的な教育力の発揮に発展し得ると考えられる。こうした社会教育人材の有機的な動きは、個々の活動の活性化だけではなく、社会教育全体の振興にも資するものである。

したがって、講習・養成課程を、幅広い多様な人材にとって受講しやすいものとするなど、社会教育人材の量的な拡大を図ることが極めて重要である。

社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割



3. 社会教育人材の養成について

(1) 社会教育人材に求められる能力・知見

講習・養成課程の修了は、一定の実務経験とともに社会教育主事という特定の職位の資格要件を構成するものである。一方で、講習・養成課程によって身に付けられる能力・知見等は社会の様々な分野で活用し得る汎用性の高いものであり、これらの幅広い活用は社会教育全体の振興に資するものである。このため、講習・養成課程の修了者には社会教育士の称号が付与され、社会の様々な分野での活躍が期待されている。すなわち、社会教育士の称号は、社会教育主事の任用に必要な講習・養成課程を修了したことを証するいわば履修証明であるとともに、当該称号それ自体も汎用性のあるものとして活用されることが想定される。このため、社会教育の裾野の広がりに応じ、環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の多様な分野で活躍する人材が社会教育の実践的な能力を身に付けようとする社会需要に対応していくためには、大学等の多くの教

育機関により、地域の実情を踏まえた多様な講習・養成課程が提供され、受講者が自身のニーズに応じて選択し得る環境を整備・拡充していくことが重要である。

そのため、各教育機関の多様性は前提としつつも、社会教育人材としていずれの講習・養成課程においても必ず身に付けるべき基本的な能力・知見は何か、ここで改めて確認しておく。

大前提として、平成29年8月に示された「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」においては、今後の講習・養成課程については「社会教育主事が NP0、企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成することを前提」とすること、具体的には、「社会教育主事が、多様な主体と連携・協働し、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力を身に付けることができるよう」カリキュラムの構築が図られることが重要であるとされた。

これを前提として、まず、全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容の学習が必要である。その上で、地域における学びと実践活動の循環を効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得が求められる。学習支援を行う際は、学習者一人一人の多様な特性や自由な学習ニーズを尊重し、互いに認め合う関係性を築きながら、学びの支援を通じて学習者が地域社会の一員としての尊厳を確かなものにしていくアプローチが求められる。また、社会教育主事の職としてはもちろん、社会教育士として活動を行う場合であっても、社会教育行政をはじめとする関係行政機関や NP0、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得る。このため、養成段階から、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図ることが必要である。

さらに、社会教育主事への任用が具体的に予定されている者については、社会教育計画を含む各種計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成などについて、教育行政職員として求められる専門的知見を学ぶ必要性がある。

(2) 社会教育人材の養成の在り方

社会教育主事の資格要件は、社会教育主事となる上で最低限必要な学習内容で構成されている講習・養成課程の修了に加えて、原則、社会教育主事補や教育に関する職などの一定の実務経験が求められる⁸。また、社会教育主事として任用された後も、実務経験や研修等によって、必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待される。

こうしたことを踏まえれば、講習・養成課程の修了は、社会教育主事への任用を見据えた、社会教育人材のエントリー条件であり、ここでは社会教育に関する基本的な理解を含め、様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とすることが適当である。その上で、社会教育主事に任用するに当たっては、社会教育士と

⁸ 社会教育法第9条の4

1 しての多様な実務経験や、教育行政職員たる社会教育主事として必要となる研修により、能力を
2 高めたり、知見を深めたりできるように保障すること、つまり講習・養成課程とその後の研修等
3 による段階的な人材養成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つ
4 だと考えられる。なお、社会教育主事の任用に当たっては、社会教育主事講習を受講するまでの
5 実務経験等も考慮する必要があることから、その具体的な在り方については各地方公共団体が地
6 域の実情等に応じて判断するものである。

7 このように、講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付ける
8 ものであるとともに、そこで学んだ内容を基礎として地域の多様な場面・活動における活躍が期
9 待される社会教育士を輩出するものであることから、社会教育人材として必須の共通の内容を踏
10 まえた上で、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、各教育機関の創意・工夫により、
11 特色ある多様な内容が提供されることが望まれる。

12 社会教育人材の養成に向けて、講習実施機関・養成課程開設大学が担う役割は大きく、これま
13 でも各教育機関において教育内容の改善・充実が図られてきており、こうした取組が引き続き重
14 要であることは言うまでもない。また、地域の社会教育人材の養成を担う観点から、講習・養成
15 課程を実施・開設する大学等は、地方公共団体と密に連携していく必要がある。

16 加えて、今後、様々な分野の多様な人材が講習・養成課程を修了することで社会教育人材の裾
17 野が広がることを踏まえれば、例えば、

- 18 ・講習・養成課程の受講により社会教育の素養を身に付けた後に、職務あるいは地域活動等に
19 従事することで実践経験を積む機会を十分に確保できるようにすること
- 20 ・社会教育の裾野の広がりによる多様な社会教育人材との繋がりを通じて、自主的にあるいは
21 相互に学べるような機会を得られるようにすること
- 22 ・それぞれの属性や興味関心を踏まえ、様々なニーズに応じた多様な研修機会をデジタル技術
23 も活用するなどして提供すること

24 などの取組を充実することが重要である。講習・養成課程の修了後においても、多様な研修機会
25 等の確保や社会教育人材ネットワークの活用を通じて社会教育人材の資質の向上を図り、その活
26 躍を促進していくことが必要である。

28 (3) 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

29 社会教育法第9条の5において、社会教育主事講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その
30 他の教育機関が行うこととされており、現在は国や大学のほか、地方公共団体の生涯学習推進セ
31 ンターが実施している。今後、社会教育の裾野の拡大に対応するためには、社会教育人材の養成
32 により多くの教育機関が参画するとともに、以下の点について取り組むことにより必要な社会教
33 育人材の養成・確保を図ることが必要である。

35 ア. 社会教育主事講習の定員拡大

36 令和2年度からの社会教育士の称号の付与⁹や社会教育の裾野の拡大に伴い、民間企業やNPO

⁹ 令和元年度以前に講習・養成課程を修了した者については、社会教育主事講習等で生涯学習支援論及び社会教育経営論の2科目を受講することで、社会教育士の称号が付与される。

など、教育委員会以外の組織に属する者からの社会教育士への幅広い関心の高まりが見られる。多様な者が社会教育主事講習を修了し、その学習の成果を社会教育士として各現場に還元していくことが期待されるが、その一方で、社会教育主事講習の受講希望者の増加により、その数が受講定員を上回る状況が続いており、社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の受講定員の拡大が急務である。

社会教育主事講習全体の定員については、新規に社会教育主事講習を開設した機関も見られるなど、大学等の教育機関の協力により、拡大しつつある¹⁰。現状の受講ニーズを満たすことはもとより、今後の受講ニーズの増加も見据え、引き続き、定員の増加を促していくことが必要である。

イ. 多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

社会教育の裾野の広がりに応じて、社会教育主事講習の受講希望者も多様化してきていることから、社会教育人材の確保を図る上では、受講希望者の多様なニーズに対応できる社会教育主事講習の機会が提供されることが重要である。このため、デジタル技術を活用した受講形態や受講手続きのほか、履修方法や提供方法も含めて、多様な選択肢が提供され、受講者がニーズに応じて選択できる環境の整備を更に進めることが重要である。

【受講形態の多様化】

受講形態に関しては、コロナ禍においてオンラインによる提供等の取組が進んだことをはじめとして、各教育機関の創意工夫に基づき、従来の対面によるものだけではなく、受講者のライフスタイルやニーズに応じ、例えば以下のような特色ある取組¹¹¹²¹³が進められている。

＜特色ある受講形態の例＞

- ・全講義をオンライン化
- ・夜間や休日にライブ配信で講義を実施
- ・一部科目をオンデマンド化
- ・オンラインとリアルのベストミックス（オンデマンド化等による負担軽減を踏まえたフィールドワークや対面での講義の実施）

国の動向としては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行

¹⁰ 社会教育主事講習全体（一部科目指定講習を除く。）の定員は、令和3年度が1,132名であるのに対し、令和4年度は1,526名、令和5年度は1,492名であった。

¹¹ 北海道立生涯学習推進センターが実施する社会教育主事講習では、受講に当たり、北海道内の受講者であっても、対面実施の場合は宿泊を要するケースが多く、時間的・金銭的な負担が大きい。そのため、令和2年度からオンラインを中心とした社会教育主事講習を実施しており、令和5年度からは全講義をオンライン化している。オンライン化により、受講者の負担軽減が図られただけでなく、道内外の多彩な講師による質の高い講義の提供がなされ、これらの結果、全14管内のうち10管内で受講者が増加している。

¹² 島根大学が実施する社会教育主事講習では、生涯学習概論をほぼオンデマンドで実施していることに加え、その他の科目については、働きながらでも受講できるよう、主に夜間に行うライブ配信で実施している。夜間のライブ配信の場合、受講者の意識を仕事から講習へと切り替える必要があることから、チェックインやラジオといったライブ配信における授業参画への工夫も行っている。さらに、受講者・講師の関係づくりにも配慮し、開講式を含め、対面での授業を3回実施することで、オンラインと対面の良さの組み合わせを目指している。

¹³ 愛知教育大学が実施する社会教育主事講習では、対面とオンラインを併用しており、オンラインの実施により講習参加者の負担を一定程度軽減させるとともに、フィールドワークを4日間実施することにより、日常的に役立つ実践を中心に学ぶことができる講習としている。

政調査会（令和４年６月３日）においては、国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制についてデジタル化を推進することとされており、社会教育主事講習についても、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう必要な対応が求められている。また、「生涯学習・社会教育の振興方策」においても、デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直しやオンライン化の推進が求められている。これらを踏まえ、国は令和５年３月に講習実施機関に対して、令和５年度より受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実態に応じ、受講や受講手続きにおけるオンラインの活用を検討するよう、通知している。

国においては、社会教育主事講習の質を担保しつつ、科目ごとの特色を踏まえた各講習実施機関におけるオンライン・オンデマンドの取組を促進する必要がある。

受講形態については、利便性の高さなどのオンライン・オンデマンドの良さや臨場感の高さなどの対面の良さなど、それぞれのメリットを活かすことに加え、科目の特性や社会教育主事講習の具体的な実施手法も踏まえて適切に選択されることが重要である。この点を十分に勘案しながら、できる限り受講者のニーズに応じられるように多様な受講形態での提供がなされることが望まれる。

国は、社会教育主事講習の大学等への委嘱に際して、こうした取組に配慮することや、各機関の取組を共有すること等により、受講者のニーズに応じた多様な社会教育主事講習の設置を促す必要がある。さらに、受講希望者がそうした多様な受講形態に関する情報に適切にアクセスできるよう、情報の集約と発信の充実が求められる。

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

現行の社会教育主事講習においては、取り扱う内容は社会教育主事講習等規程及び通知により大枠が定められており、これまでは各講習実施機関がその大枠の中で、地域や受講者のニーズに応じて、内容面で様々なものを提供してきている。今後は、より多くの教育機関が新たに参画することにより、大枠を踏まえた上で、これまで以上に各々の特色を生かした社会教育主事講習が展開されることが見込まれる。

このため、受講者が全単位を同一の教育機関において修得するのではなく、自身の関心や都合等に応じて複数機関から科目を選択して受講したり、各教育機関がそれぞれの特色を活かしつつ負担を補いながら複数機関でカリキュラムを策定することにより講習内容の維持・充実を図ったりするなどの取組の幅が広がることも考えられる。柔軟な履修方法の提供により受講者の選択肢が広がることから、各講習実施機関においては、提供するカリキュラムのねらい、教育内容、学修方法、特色等についての分かりやすい発信を通じて魅力化を図ることが望ましい。これにより、受講者が自らのニーズに沿ったカリキュラムを選択しやすくなることが期待される。

複数の社会教育主事講習にわたって４科目を受講する、いわゆる分割履修は現行でも可能であるものの、受講記録の保存期間等が各講習実施機関で異なるとの指摘もあり、円滑な実施のために、一定のルール設定が必要である。

この点、大学における学生の単位修得証明書の保存期間は、学校教育法施行規則第２８条第

1 1項第4号及び同条第2項により5年となっていることから、養成課程開設大学における取
2 扱いとのバランスを踏まえ、国は、社会教育主事講習の受講記録の保存期間について、5年
3 以上としたところである。各講習実施機関においては、分割履修する受講者に対し、受講記
4 録の保存期間内に着実に単位修得証明書を取得するよう、促していく必要がある。

5 こうしたルール設定や後述の意見交換の場等を通して、講習実施機関における更なる取組
6 や、円滑な分割履修が促進されることが望まれる。

8 **【講習科目の提供方法の弾力化】**

9 社会教育の裾野の拡大による受講希望者の増加やニーズの多様化に伴い、前述のとおり、
10 社会教育主事講習の定員拡大が急務となっている。

11 社会教育士の称号については、制度改正前の講習・養成課程の修了者も取得できるよう、
12 国は、単位修得が必要となる生涯学習支援論及び社会教育経営論の2科目を実施する一部科
13 目指定講習を大学等に委嘱し、社会教育士の称号を得る機会の拡大を図ってきた。これによ
14 り、これまで社会教育主事講習を実施していなかった大学も、一部科目指定講習を開講¹⁴す
15 るようになってきた。大学等による新たな社会教育主事講習の開講は、受講定員の増加に加
16 え講習の多様化に資するものである。

17 この点、国は、中間的まとめを踏まえ、社会教育主事講習について、大学等の判断により
18 令和6年度から1から4科目の開設を可能とした上で、国の委託費を活用しないで実施する
19 社会教育主事講習については、複数年（最大5年間）での開講をあらかじめ認めるとともに、
20 受講料の徴収を可能としている¹⁵。国は、こうした取組を大学等に周知徹底することにより、
21 引き続き社会教育主事講習の新規開講を促し、更なる定員拡大を目指す必要がある。

22 また、国の委託費を活用しないで実施する社会教育主事講習の受講料については、受講者
23 の負担軽減を図ることも重要である。一定の要件を満たす場合には教育訓練給付金制度を活
24 用することも考えられることから、その活用を促していくことが求められる。

26 **ウ. 社会教育主事養成課程における取組**

27 社会教育主事養成課程は、社会教育実習等における実践的な知見も含め、社会教育の実践的
28 な能力を身に付けるための充実したカリキュラムをもって人材を養成しており、社会教育主事
29 講習と並んで社会教育の裾野の広がりを支える役割が期待される。このため、各養成課程開設
30 大学においては、科目の開設状況や受講者のニーズなど各大学における実情を踏まえつつ、例
31 えば、

- 32 ・学校教育と社会教育の連携の重要性及び社会教育に対する分野横断的な学習ニーズに応える
33 ため、教職課程の履修者を含め他の分野を専攻する学生が社会教育主事養成課程を履修しや
34 すくなるよう、社会教育主事養成課程の全学部への開放¹⁶やオンライン・オンデマンドの取

¹⁴ 例えば、一部科目指定講習の実施機関である大東文化大学では、子供、女性及びニューカマーの貧困・格差問題などに焦点をあてたプログラムを、平日の夜間にオンライン及びオンデマンドの授業とスクーリングを組み合わせ開講し、東京近郊だけでなく、全国から受講生が集まっている。講習修了後も、「大東社会教育士会」による研究会や意見交換を実施し、修了後の学びのサポートを行うなど、受講生にとって手厚い学びの機会を提供している。

¹⁵ 国の委託費を活用して実施する社会教育主事講習については、引き続き、受講料は徴収していない。

¹⁶ 例えば岐阜大学では、社会教育主事養成課程の全科目を全学共通教育科目として開講している。

組を進めること

- ・社会教育主事養成課程と社会教育主事講習を両方提供する大学においては、社会教育実習や社会教育演習における実践の学びの場を共有するとともに、学生がより多くの機会に参画できるようにすることで双方の教育内容の充実・改善を図ること
- ・社会教育主事養成課程が社会人のリカレント教育の受け皿となるよう、科目等履修生制度や通信教育を積極的に活用すること

などにより、社会の様々な分野で活躍する多様な社会教育人材の輩出に向けた取組を一層推進することが期待される。

また、国は、社会教育実習におけるハラスメントの予防及び発生時の対応について関係機関に周知する必要がある。さらに、講習・養成課程の質の更なる向上に資するよう、この最終まとめの趣旨を踏まえた取組その他の先進的・特徴的な取組を把握し、共有していく必要がある。

エ. 講習・養成課程の更なる質の向上に向けた各機関の取組の共有

講習・養成課程の内容の改善を図るため、国は、「議論の整理」や「生涯学習・社会教育の振興方策」を踏まえ、令和5年3月に関係教育機関に対して、令和6年度からは、講習・養成課程のいずれかの科目において、デジタル技術の進展を反映した社会教育の意義と展開、デジタル技術を活用した効果的な学習支援方法やネットワークの形成等についての内容を取り扱うようにするよう通知を発出したところである。また、社会的包摂等の現在の社会情勢や地域課題を踏まえた現代的課題については、社会教育主事養成課程の社会教育特講や現職研修等を通じて学ぶこととされており、引き続き社会教育人材の養成においては重要である。生成系AIを巡る技術革新など、急速な社会の変化に伴い、社会教育の手法や在り方が変化し続けることが予想される中、講習・養成課程の内容改善については、国は、各科目の枠内で実現可能か、また取り扱うべきものか、各科目の枠組みを変更する必要があるかも含め、今後も随時、社会の変化を踏まえた検討を行うことが重要である。

中間的まとめでは、社会教育主事講習の更なる質の向上を通して受講者により多くの選択肢を提供できるよう、国と各講習実施機関との定期的な意見交換の場を設置することが必要とされた。そこでは、社会教育主事講習で取り扱う内容の工夫や受講しやすい環境の整備等の取組の共有を行うことや、今後検討を進めるべき社会教育人材ネットワークの活用や継続的な学習機会の提供に関する施策について意見交換していくことが考えられるとしたところである。

これを踏まえ、国では、令和6年1月に、講習実施機関を対象とした意見交換会を開催し、デジタル化の進展を踏まえた社会教育主事講習に関する取組について、各機関の取組を共有した。意見交換会については、取組の共有にとどまらず、講習実施機関の横のつながりの形成につながったとの声もある。今後もこうした意見交換会を定期的に開催し、時宜にかなったテーマを取り上げるとともに、講習実施機関間の連携・協力を進めていくことが重要である。さらに、希望する社会教育主事養成課程開設大学にも対象を広げるなど、社会教育主事講習を開設する可能性がある機関にも意見交換会の間口を広げる必要がある。

また、講習実施機関では、大学、関係都道府県の教育委員会、国の関係者で構成される運営委員会において、円滑な社会教育主事講習の実施に向けた意見交換をしており、引き続きこう

した場を活用して関係機関が密に連携していく必要がある。

オ. 社会教育主事講習の受講資格の明確化

社会教育士の称号が付与されることとなったことにより、社会教育主事講習の受講者は増加傾向にあり、そのバックグラウンドも多様化している。

例えば、令和5年度の社会教育主事講習の受講者については、首長部局の職員、NP0 や民間企業など、教育委員会の職員や学校の教職員等以外の者が538名となっている。

このうち、例えばPTA、子ども会等の役員や地域学校協働活動推進員等の社会教育活動の経験者については、「大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者」ではなくとも、社会教育関係団体や地方公共団体の教育委員会が実施する「社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導」に2年期間以上従事した場合には、社会教育主事講習の受講が可能となっている¹⁷。

しかしながら、そもそも社会教育関係団体や地域学校協働活動等における一定の活動経験が受講資格になりうるということが十分に知られておらず、また、活動内容が多岐にわたるため、こういった業務が受講資格に算入できるのかの判断が難しい。ボランティアとして別に職業をもちながら活動している者も多く、業務に従事した期間の算定方法も難しい。

また、グローバル化の進展に伴い、海外大学卒業者も増えており、受講資格の判断が難しくなっている面がある。

社会教育主事講習の受講ニーズをさらに喚起するためにも、国は社会教育関係団体や地域学校協働活動等における一定の活動経験や海外大学卒業が社会教育主事講習の受講資格要件に参入できることを通知等で明確化するとともに、活動日数や時間も様々であることから、活動実績等の簡便な計算方法についても検討を進める必要がある。

カ. 社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

現行の社会教育主事講習は、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基本的な資質・能力を養成することを前提とし、NP0、民間企業等の多様な主体と連携・協働して、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができる資質・能力の

¹⁷ 社会教育主事講習等規程第2条第3号及び「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の修得に資するもの並びに教育に関する職を指定」（平成8年文部省告示第148号）の2及び5による。

また、「社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて」（平成13年12月13日付文部科学省生涯学習政策局長通知）においては、例えば以下を示している。

- ・「事業の企画及び立案」とは、事業の目標の設定、事業計画の作成、講師の確保等、事業内容やその方法等についての企画及び立案を行うことを、また、「当該事業において実施される学習又は諸活動の指導」とは、社会教育に係る学習又は文化活動等の参加者に対して、講師等として当該学習又は活動等に係る知識・技術を教授したり、参加者の活動を援助すること等をいい、特別な判断を要しない単純な機械的業務についてはこれらに該当しないこととする。
- ・社会教育に関係のある業務に関する実務期間の計算に当たっては、日数の累積によることを原則としながら、例えば、220日程度当該業務に携わった場合には一年間実務を経験したものとする、当該業務に従事した日数については、その従事した時間の長短を問わず一日業務に従事したものとする等、地域の実情に応じて弾力的な取り扱いに努めること。

養成が図られるよう設計されている。

その上で、生涯学習概論については、社会教育主事、司書及び学芸員の養成における共通的な基礎科目として位置付けられ、既に司書講習等において生涯学習概論を履修している受講者については、社会教育主事講習における生涯学習概論を履修したものとみなし、単位認定を行っている。

一方で、社会教育主事講習は受講していなくとも、社会教育に関する民間資格¹⁸を取得することにより、一定の知見を身に付け、さらにその資格を活かして、社会教育の実践を行っている者も多い。このため、民間資格の取得により社会教育主事講習で養成している資質・能力の一部を既に修得しているものとみなし得る可能性も高いと考えられる。

こうした状況を踏まえ、国は、社会教育に関する民間資格を取得している者については、その資格の内容等に応じ、社会教育主事講習の受講すべき科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準について、以下を基本として整備を進める必要がある。

＜科目代替を認める基準（案）＞

① 代替する科目と民間資格の目的や内容について

⇒科目代替を行う科目の目的と当該資格の目的等の整合性はあるか。

⇒科目代替を行う科目で取り扱う内容が当該資格で取り扱う内容に全て含まれているか。

② 学習量の担保について

⇒代替を行う科目の単位数に応じた学習量が担保されているか。

⇒具体的には、大学設置基準第21条第2項及び大学通信教育設置基準第5条第1項に定める基準を満たしているか。

③ 学習成果の評価について

⇒試験、論文、報告書その他による成績審査により、学習成果の評価が適切になされているか。

④ その他、資格認定の主体の健全性や運営の適正性に問題がないか。

4. 社会教育人材の活躍促進について

（1）社会教育人材の活躍場面の拡大

前述のとおり、社会教育に対する期待の高まりや担い手、分野の多様化など、社会教育の裾野は広がりつつある。社会教育人材が活躍し得る場が広がっているからこそ、地域住民の身近なところで社会教育主事を中核にしつつ、社会教育士が活躍できる環境を整え、地域住民が社会教育の有用性を実感できるようにしていく必要がある。

すなわち、社会教育人材は、これまで、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設における活動や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活

¹⁸ 例えば、一般財団法人社会通信教育協会が認定する民間資格である「生涯学習コーディネーター」は、コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与すること目的とした資格であり、「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」または「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を修了・申請した後、審査を経て認定される。令和5年3月31日時点で累計5,041人が認定されている。

動の一体的取組の中心的な役割を担ってきた。例えば、地方公共団体が社会教育施設の指定管理者を公募する際に、社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件の一つとし¹⁹、審査の際に評価したりする例²⁰が広がってきているとの指摘がある。また、文部科学省が作成している手引き²¹において、社会教育主事の有資格者を地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材として例示している。

これに加えて近年、環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する幅広い分野においても、社会教育の知見を組み合わせ活かすような活躍が期待されており、社会教育士の創設以降、こうした取組が各地で広がりを見せている。社会教育分野に限らず、様々な業界・分野において業務に社会教育士の視点を取り入れることは、社員・職員それぞれの今後の生き方の一つとしてパラレルキャリアにつながると考えられる。

「地域全体の学びのオーガナイザー」である社会教育主事は、社会教育法に位置づけられた行政の専門職として、地域の社会教育振興の中核を担う存在である。一方で、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」である社会教育士は、活躍の場が広がり得るが故に具体的な活動のイメージを描きにくい。

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した調査によると、都道府県教育委員会において、社会教育士を活用した取組（事業）は少ない一方で、社会教育主事が認識する社会教育士の活用ニーズは高い²²。このため、地方公共団体に対しては首長部局も含め、社会教育士の活用に関する理解を深めるため、国は具体的な事例を収集・周知していくことが重要である。

また、社会教育士の称号取得に関心のある者に対しては、ロールモデルの提示等により、具体的な活躍イメージを描けるようにすることで、新たな人材の社会教育への参画を促進することが重要である。加えて、社会教育士が地域で活躍しやすくなるよう、地域住民に対しても、社会教育士の認知度向上を図ることも重要であり、住民の身近なところで社会教育士が活躍できる環境を整え、社会教育関係者だけでなく広く住民にもその有用性が実感できるようにしていく必要がある。

(2) 社会教育人材のネットワーク化の必要性

地域の社会教育人材はそれぞれの分野の専門性と相互のつながりを活かし、学びを通じて地域の抱える課題に取り組むことが期待されている。したがって、その役割を最大限発揮できるようにするためには、社会教育人材のネットワークの構築が重要である。社会教育主事と社会教育士等の社会教育人材が各地方公共団体の域内外において有機的につながることは、地域における人づくり、つながりづくり、地域づくりに資するものである。社会教育人材のネットワ

¹⁹ 沖縄県的那覇市若狭公民館・繁多川公民館の例。他にも、群馬県青少年会館では、これまで青少年健全育成事業の実施にあたり、社会教育主事任用資格を有する職員を3名以上配置することを必須条件としてきている。

²⁰ 福岡県久留米市生涯学習センターの例。他にも、千葉県習志野市実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館・新習志野公民館では、従業者への社会教育主事任用資格の取得支援による事業の質の向上の取組を評価事由としている。

²¹ 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課作成「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」3頁 (<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/181121suishininnotebiki.pdf>)

²² 社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査（令和5年11月）。都道府県においては、現職の社会教育主事の約7割が、「今後、社会教育士を活用した取組がこれまで以上に必要になってくると思うか」との質問に対して、必要となると回答している一方、実際に社会教育士を活用した取組の実施率は3割に満たない。

1 ークが構築され、さらに存在感を発揮していく上では、その核となる事務局機能を誰が担うか
2 という点が論点となる。地域によっては、都道府県が中心となって域内の社会教育主事や社会
3 教育士の情報を把握・集約し、ネットワークの活性化に努めるなど、既にネットワークの構築
4 に積極的に取り組んでいる事例²³もある。このように社会教育主事や社会教育士、地域の社会
5 教育人材がつながることで、より一層社会教育活動が活発化し、取組の質の向上や新たな取組
6 の展開が進展していくことが期待される。

7 また、社会教育人材はその職種や関心事項が幅広いため、地域を超えて情報交換できる環境
8 があることが望ましい。社会教育主事と社会教育士に加え、地域住民や社会教育分野以外の人
9 材とのつながりにより、社会教育活動が活発化することも考えられることから、社会教育人材
10 が地域・分野を超えて情報交換・交流ができるネットワークの構築も有用である。

11 令和5年度には、社会教育人材が緩やかにつながることができ、さらに、研修情報の周知、
12 イベントや個別相談対応への協力依頼等を組織的に行うことができるようなネットワークの構
13 築・展開に向けて、既存のコミュニケーションツールを活用したオンライン上での試験運用を
14 行った。その結果、社会教育人材ネットワークに想定される機能に応じて、ネットワークの在
15 り方も複層的に考える必要性が示された。具体的には、全国規模のネットワーク、地域単位の
16 ネットワーク、同窓会型のネットワーク、さらには関心分野別のネットワークといった在り方
17 が考えられる。

18 (3) 継続的な学習機会の確保の必要性

19 講習・養成課程の修了は、あくまで社会教育人材のエントリー条件であって、その後、様々
20 な実務経験や、各々のニーズに応じた研修等により、知見を深めていくことが重要である。特
21 に、令和元年度以前の旧課程で実施していた現代的課題に関する社会教育特講²⁴の内容を、現
22 職研修やOJT等で身に付けることが求められている。

23 また、社会教育人材には、社会教育を通した各地域の課題解決が期待されており、社会教育
24 人材が継続的に活躍するためには、社会の変化に応じ、随時、社会教育人材が知見をアップデ
25 ートすることが重要である。

26 このため、社会教育人材の活躍促進には、国及び地方公共団体がそれぞれの役割分担の下、
27 大学と連携・協働し、社会教育人材に広く開かれ、かつ様々なニーズに応じた多様な研修の機
28 会等を確保することが必要不可欠である²⁵。地方公共団体が行う研修については、その企画・
29 立案・実施は社会教育主事の職務の一つであり、社会教育人材が研修の受講者としてだけでは
30 なく担い手として関わることは、それ自体が継続的な学習機会の創出や人材の循環につながり
31 重要であると考えられる。

²³ 島根県では、島根大学や広島大学、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの社会教育主事講習を受け社会教育士の称号を得た方を対象に、しまねの社会教育士ネットワークへの参画を募り、県内の社会教育主事や社会教育士等が一堂に会する交流会を開催している。

²⁴ 社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図ることを目的として、様々な現代的課題を扱う科目。

²⁵ 例えば、北海道では、道立生涯学習推進センターが北海道社会教育主事会協議会と連携し、社会教育関係者に幅広く開かれた総論的なセミナー、管内ごとにテーマを設けたブロック別研修会、実践事例の交流会のほか、社会教育主事講習の前後に基礎的な講習会やスキルアップのための研修会を設けるなど、オンラインと対面を組み合わせながら、多様な学習機会を提供している。

(4) 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

ア. 社会教育主事の配置促進

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した調査によると、社会教育主事を配置できていない主な理由としては、有資格者がいないこと、また未発令であっても社会教育に関する事務が可能であることが挙げられている。一方、島根県のように県の派遣社会教育主事の仕組み等を活用し、全市町村が社会教育主事を配置し、地域の課題解決や教育支援に取り組んでいる例もある²⁶。

「地域全体の学びのオーガナイザー」である社会教育主事は、2(2)に前述のとおり、社会教育関係者への専門的技術的な助言指導のほか、地域の社会教育に関する計画・事業・研修等の企画・立案・実施とともに、社会教育人材ネットワークの構築・活性化など、その専門性に基づき社会教育行政の中核を担うことが期待されている専門職である。社会教育主事は、社会教育法第9条の2に基づく都道府県、市町村の必置の職員であり²⁷、社会教育主事を含む社会教育に係る職員の給与費は地方交付税措置が講じられている。国及び都道府県は未配置の市町村を中心に、地域の実情に応じた社会教育主事の配置を促していく必要がある。

具体的には、国は、社会教育主事の専門職としての有用性について市町村の理解を深めるため、地方公共団体の取組への個別支援を行う社会教育マイスター（仮称）²⁸の在り方を検討するとともに、市町村における社会教育主事の配置の好事例等について周知し、改めて理解増進を図る必要がある。また、社会教育主事の有資格者がいないとの課題に対しては、国は、地方公共団体において、社会教育人材を計画的に育成するよう、社会教育主事の配置促進に向けた社会教育主事講習の受講を呼びかけるとともに、社会教育主事任用予定者の講習の受講枠を優先的に確保する必要がある。またこの前提として、任用予定者が受講しやすい社会教育主事講習の開講促進や、定員増加を進める必要がある。

なお、都道府県に対しては、都道府県が市町村の求めに応じて社会教育主事を派遣する派遣社会教育主事制度に係る経費は、平成10年に一般財源化され地方交付税措置が講じられている。そのため、国は、都道府県及び市町村に対して、派遣社会教育主事制度を活用した社会教育主事の配置についても、その状況や有用性について改めて理解増進を図るとともに、適切な配置の促進に向けて検討を進める必要がある。

こうした取組や、例えば人事交流により都道府県の職員や県費負担教職員を市町村の社会

²⁶ 例えば島根県の派遣社会教育主事の仕組みでは、県が派遣する教員籍の社会教育主事を受け入れるには、市町村が受け入れ人数と同数以上の事務職員籍の社会教育主事を発令することが条件となっている。市町村では、両者の社会教育主事が連携して、地域の課題解決や教育支援に従事している。

²⁷ 町村の社会教育主事の設置に関しては、社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第157号）附則第2項に経過規定が置かれており、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村で、人口1万未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができることとされている。

²⁸ 社会教育マイスター（仮称）については、「生涯学習・社会教育の振興方策」において、令和6年度以降に創設及び自治体支援の展開を行うこととしており、具体的には、社会教育行政を推進する上で課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取り組みが進むように助言をすることや、社会教育主事・社会教育士の活用などを含めた情報提供を行うこと等が想定されている。

教育主事として配置するといった配置方法の工夫を通じて、地方公共団体が地域の実情を踏まえ、社会教育主事を適切に配置し、地域コミュニティの基盤強化を推進することが望まれる。

イ. 社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示

社会教育士は、地域学校協働活動推進員や地域との連携を担う教職員等の候補となり得る人材であり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的取組の中心的な役割を担うことが期待されている。また、学校教育や首長部局、NPO、民間企業等が担う分野で、社会教育の知見と各分野の知見を組み合わせながら活動に活かしている事例が各地で見られる。しかしながら、教育委員会事務局に所属し、行政の立場から社会教育に携わることが法定されている社会教育主事とは異なり、社会教育士は、その所属や活躍先が多様であることから、具体的な活用イメージが持ちにくいとの指摘もある。

国では、HP 等を通して社会教育士の活躍事例を紹介しており²⁹、事例の収集やロールモデルの提示は少なからず行われているものの、社会教育の裾野の広がりを踏まえれば、より広い分野で様々な活躍事例を紹介していくことが望まれる。

また、国は、社会教育士の人数や活動等の基礎的な情報に加え、こういった活躍の場で、社会教育士としての知見をどのように生かしたかなど、細部も含めて事例を収集・分析するとともに、各分野におけるロールモデルや主な活躍先を提示することなどにより、社会教育に携わるイメージや、社会教育士の活用イメージを具体化し、広く周知していく必要がある。こうした事例の収集に当たっては、社会教育人材ネットワークを活用することも有効であると考えられる。

ウ. 社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大

社会教育士の活躍促進には、地方公共団体や地域住民等の社会教育士に対する理解が不可欠であり、その有用性や活用方策に関する具体的な事例を教育委員会、首長部局共に幅広く収集・周知する必要がある。

国は、社会教育士の活躍場所を拡大するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的取組の推進や質の向上を図るためにも、社会教育士の称号取得者等の地域学校協働活動推進員等としての登用や、地域学校協働活動推進員等による社会教育士の称号取得について教育委員会の取組を促すことが求められる。

また、公民館などの社会教育施設へ社会教育士の積極的な配置を促進するため、職員の社会教育士の称号取得のニーズが高いことを踏まえ、前述のとおり社会教育主事講習の定員を拡大することが望ましい。さらに、地方公共団体においては、社会教育施設が指定管理を導入している場合は、公募の際に社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件の1つとすることや、審査の際の評価対象とすることなども考えられる。

このほか、学校と地域の連携・協働を推進するため、地方公共団体において、公立学校教

²⁹ 文部科学省 HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/01_/08052911/mext_00667.html

員の採用・配置の際に社会教育士や社会教育主事有資格者を効果的に活用する例もある³⁰³¹。

社会教育士については、制度化以降、国民全体に広く周知を図ってきたところであるが、社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現に向け、その有用性を含め、認知度の更なる向上を図る必要がある。社会教育士の有用性を地域コミュニティにPRする方策としては、例えば、講習・養成課程、研修、実務経験等を通じて自ら培った各分野の専門性を、「社会教育士（講習）×学校連携」、「社会教育士（養成課程）×まちづくり」といった形で、社会教育士を称する際に付記することも有効であると考えられる。

エ. 社会教育人材のネットワーク化

今回、社会教育人材のネットワークの試行や社会教育人材部会での議論等では、離れた地域にいても、日頃の活動を通じて同じ悩みを抱える者同士での意見交換ができるという声や、オンラインでの取組は利便性が高い一方で対面の場も必要といった声があり、様々なニーズがあることが把握された。また、ネットワークの規模や参加者の属性に関しては、規模の大きいものから小さいもの、さらには社会教育主事中心のものから他分野の様々な主体まで含まれるものなど、いずれもそれぞれ意義があり、有用であるとの意見があった。

ネットワークの試行を通じた社会教育主事や社会教育士の意見等を踏まえると、全国規模のネットワークや都道府県・市町村等の地域単位のネットワークに加え、講習・養成課程を実施・開設している大学等の担当教員や修了者の発意による自発的な「同窓会型」ネットワーク、さらには参加者の関心事項に基づく交流など、機能に応じて複層的に構築することが重要である。

ネットワーク構築の目的としては、以下のような機能を果たすことが想定される。

- ・ 研修情報など、社会教育士等が継続して学べる機会に関する有用な情報が提供されること、
- ・ 行政機関の施策や社会教育士等が主催する事業の実施に当たり協力を求めることができること、
- ・ 一定の地域内で社会教育士等が緩やかにつながることができ、地域ごとに関心のある社会教育士等が集まり、具体の対応事例の共有など経験交流ができること、
- ・ イベント開催や個別相談への対応に際して、協力を依頼できること、
- ・ 地域を超えて社会教育士が緩やかにつながることができ、トピックごとに関心のある社会教育士等が集まり、具体の対応事例の共有など経験交流ができること

また、個々の機能に対応して最適なネットワークは異なることから、複層的なネットワークの構築が望ましい。

具体的には、

- ・ 全国規模のネットワークは、国が中心となり、都道府県・指定都市の社会教育主事との

³⁰ 山口県では、社会総がかりで子供たちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を支える人材として、社会教育の専門性を有する人材の活用を図るため、社会教育士や社会教育主事有資格者を教員採用試験において考慮の対象としている（平成31年度～）。

³¹ 栃木県では、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の観点から効果的・効率的に展開し、子供たちの生きる力の育成と地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、県内全ての公立学校に地域連携教員を配置（平成26年度～）。その際、社会教育主事有資格者の教員を積極的に活用している。

業務上の連携を強化するために、地域においてネットワーク化の主導的な立場を果たすことが期待される社会教育主事が集まる場の充実を図るとともに、持続的な社会教育主事ネットワークの確立に向けた課題について整理・検討を行う。

また、この全国規模のネットワークにおいては、国で行う社会教育人材への研修情報の提供や、各地域における好事例の共有、講義中心の研修だけでなく参加者同士が自発的にネットワークを形成する機会の提供など、社会教育人材の資質の向上に向けた機会を提供する。さらには、全国的な取組に関する相談や協力依頼、他の全国組織と連携する際の窓口としての連絡調整等を行うことが考えられる。こうした取組を持続可能なものとするためには、参加者にとってのメリットや主体性が確保されていることが重要であり、関係者の意見を取り入れながらネットワークの構築を進める必要がある。

- ・ 都道府県・市区町村等の地域単位のネットワークについては、講習・養成課程、地方公共団体が行う社会教育に関する研修などの機会を活用し、地方公共団体の社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域における幅広い社会教育人材（教員養成課程の学生やその他の社会教育に携わる関係者を含む。）に広く参加を呼びかけることにより日常的なつながりの構築に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援を進めるために有用な取組として、各地域がそれぞれの実情に応じてネットワークの運営に取り組み、域内での研修や交流を行うことが望ましい。さらに、地域における環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくりなど社会教育行政以外の分野も含めたネットワークや地方公共団体の社会教育主事の OB・OG などセカンドキャリアも意識したネットワークとすることにより、多岐にわたる行政機関の施策や社会教育士等が関連する事業への協力、相談依頼等を行うことが考えられる。一方、地方公共団体ごとにネットワーク化の進展に差が生じてしまうことから、各地方公共団体におけるネットワークの構築や活用の実践事例の収集・共有を含め、必要に応じて、国が必要な情報提供、相談のサポートを行うことが望ましい。
- ・ 「同窓会型」（同じ講習・養成課程の修了者）のネットワークについては、遠隔地からの受講生を受け入れている場合も含め、各教育機関における講習・養成課程の担当教員や修了者の発意による自発的な活動として行われており、今後もイベント開催や個別相談に対して、互いに顔の見える関係性を活かして、機動的に交流を図ることが期待されている。また、他の複数のネットワークに参加できるような情報提供がなされることが望ましい。ただし、自発的にできたネットワークであるがゆえに事務局体制が必ずしも強固ではないことから、持続可能なネットワークとなるためには、他のネットワークと連携することが求められるほか、国や都道府県、市町村には、同窓会型ネットワークからの相談体制を整えるなどサポートすることも期待される。

また、これら複層的ネットワークの横断的な連携を図る観点から、参加者の関心事項別にオンラインや SNS 等でネットワークを構築することも考えられる。たとえば子育て、家庭教育、学校教育との連携など社会教育が強みを発揮するテーマを中心としたネットワークも重要であり、このようなネットワークが自発的に創出されていくことが期待される。

こうした考え方の下、社会教育人材ネットワークについては、実際の構築に向けた検討を行う調査研究を進めていく必要がある。令和 6 年度に、国はデジタルバッジを活用した社会

教育主事をはじめとする社会教育人材ネットワーク構築への貢献の可能性について調査研究を行う予定としており、その結果も踏まえながら、国と地方公共団体が連携して社会教育人材のネットワーク化をより一層進めていくことが望ましい。

オ. 旧制度における受講者の社会教育士の称号取得の促進

令和2年度より実施されている新たな講習・養成課程では、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力を重視して科目が再編されるとともに、社会教育主事任用資格が各分野で活用されるよう、社会教育士の称号が付与されることとなった。これ以前の旧制度の講習・養成課程の修了者については、引き続き社会教育主事への任用は可能であるが、社会教育士の称号は付与されておらず³²、その取得に当たっては、新たに設けられた社会教育経営論及び生涯学習支援論（以下、「新設2科目」という。）の受講が必要となっている。

この点、旧制度の修了者の新設2科目の受講については、受講に伴う費用や時間の負担は生じるものの、受講による社会教育士の称号取得者のアンケート結果によると、これまでの現場での実践を見つめ直す機会になるなど、受講者の資質・能力の向上に寄与しているとの声も聞かれた。また、社会教育主事またはその経験者であっても、過去に学んでいない領域について改めて学び直すことは一定程度必要であり、リカレント教育プログラムのモデルにもなり得るとしてその積極的意義に期待する声がある。一方、社会教育士の称号を持たない旧制度受講者の社会教育主事が、社会教育行政の第一線で活躍している現状を踏まえ、一部の地方公共団体から、社会教育主事の実践経験や研修を評価することで、新設2科目を受講しなくとも、社会教育士の称号を付与することを要望する意見もある。

現行制度の趣旨を踏まえ、旧制度の修了者については、社会教育士として求められるコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の確実な育成を重視し、社会教育士の称号の取得にあたっては、新設2科目の受講を引き続き求めるものの、旧制度の受講者が更に受講しやすい環境を整備するなど、新設2科目の受講を促進する方策を進めるべきである。

具体的には、前述のとおり、国は、社会教育主事講習の質の担保を図りつつ、オンライン・オンデマンドの特色を踏まえた各講習実施機関における取組を促進し、働きながらも受講しやすい環境の整備を推進することが重要である。また、受講者のニーズや知見に応じた内容の社会教育主事講習の開設を促すこと等により、社会教育主事経験者が新たな知見を得ることや、現場での実践を見つめ直す機会になるなど、旧制度の修了者の学習意欲をより一層喚起できるよう、魅力ある社会教育主事講習の整備を進めていく必要がある。

以上のように、旧制度における修了者で社会教育主事の実務経験等を十分に有する者に対する扱いについては、法的な論点の整理を踏まえつつ、社会教育人材の活躍の観点から、称号の取得促進に向けた適切な措置を講じることが求められる。

³² 令和5年度末時点で、旧課程の社会教育主事講習の修了者で社会教育士の称号を取得した者は846名。

1 カ. 修了証書の在り方

2 現行制度では、社会教育主事講習修了者に対しては講習実施機関が修了証書を与えるもの
3 とされ、様式が定められているものの、当該修了証書に社会教育士の称号の付与に関する記
4 載はない。一方、養成課程修了者に対しては、修了証書についての定めはなく、その付与の
5 有無や内容については各養成課程開設大学の判断に委ねられている。この点について、講習
6 の受講者や養成課程の学生へのヒアリングやアンケートでは、社会教育士であることを証明
7 できるようなものがあると、地域等で活動しやすいとの意見がみられた。

8 社会教育士の活躍促進の観点からは、社会教育士が自信を持って地域で様々な活動に円滑
9 に取り組めることが重要である。このため、その一助になるよう、各講習実施機関が発行す
10 る修了証書については、様式の変更等により、社会教育士の称号が付与された旨を明確化し
11 ていく必要がある。

12 また、養成課程開設大学に対しても、社会教育主事講習と同様に、修了者に対し社会教育
13 士の称号が付与された旨を明確化した修了証書の発行について、協力を求める必要がある。

14 なお、修了証書をデジタルで発行することについては、将来的な導入を見据え、発行主体
15 や発行範囲、活用場面等について、講習実施機関等における先進的な事例等も踏まえながら、
16 養成課程開設大学と連携の上、具体的な調査検討を進める必要がある。

18 キ. 継続的な学習機会の確保等

19 社会教育人材が継続的に活躍する上では、社会の変化に応じて知見を随時アップデートで
20 きる環境を整備することが不可欠である。このため、社会教育人材に広く開かれた継続的な
21 学習機会の確保や、社会教育主事の職務や経験に応じた研修機会の充実が重要である。

22 具体的には、国が実施する都道府県・指定都市の社会教育主事を対象とした研修について
23 は、社会教育主事に広く有用なものについては、市町村の社会教育主事も参加可能とするな
24 ど、国と地方が適切な役割分担の下で、確実に実施していくことが重要である。また、社会
25 教育主事以外の社会教育人材に広く有用なものについては、オンデマンドで配信すること等
26 により、社会教育士等に広く公開する必要がある。

27 さらに、地方公共団体が行う研修についても、地方公共団体の理解や協力が得られたもの
28 については、社会教育人材ネットワークの活用等により、広くオンデマンド配信等を行うこ
29 とも望まれる。

30 その上で、継続的な学習機会の確保に当たっては、学習意欲を喚起するのみならず、学習
31 の成果を容易に示すことができ、各分野の専門性や得意分野を示すことにもつながりうるデ
32 ジタルバッジの活用について、社会教育主事講習等における活用も含め、具体的な調査検討
33 を進める必要がある。

35 5. おわりに

36 本最終まとめでは、社会教育人材を取り巻く状況及び社会教育人材が果たす役割への期待に
37 ついて整理するとともに、社会教育人材の養成と活躍促進の在り方について現行制度の課題等
38 を幅広く議論し、具体的な改善方策も含め今後の施策の方向性を示した。国、地方公共団体、

関係教育機関においては、本「最終まとめ」で示した具体的な取組を関係機関で密に連携しながら着実に実施することが重要である。同時に、国においては、本「最終まとめ」を踏まえ、「生涯学習・社会教育の振興方策」全体について取組を進めることを期待したい。

社会教育は、地域住民の学びを通じてコミュニティの基盤を形成するための重要な役割を担っている。社会教育の重要性がこれまで以上に様々な分野において認知され、その担い手も多様化するなど社会教育の裾野が拡大する中、社会教育に求められる役割や担い手である社会教育人材の在り方について考え続けることは重要である。特に、本最終まとめでは主に

- ・ 社会教育主事、社会教育士の役割はそれぞれ「地域全体の学びのオーガナイザー」、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」であること、
- ・ 地域の実情を踏まえつつも、講習・養成課程の修了（社会教育士の称号取得）は、あくまで社会教育人材のエントリー条件であり、その後の段階的な人材養成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つであること、また任用後も実務経験や研修等によって必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待されること、
- ・ 社会教育人材の裾野の拡大に伴う量的拡大・質的向上に向けた対応方策、
- ・ 社会教育人材の活躍促進に向けた対応方策（社会教育人材のネットワーク化等）

等について整理した点で、これまでの議論を一步前に進めたところであるが、こうした取組を実効性のあるものとするためには、若年層を中心に社会教育への関心を広げ、社会教育活動への参画を促すための方策も含め、更なる検討が必要である。

社会教育人材に関する各種検討は、今回をもって終わりとするものではなく、社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策については、様々な観点から議論を継続していくことが期待される。

以上

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会委員名簿

臨時委員：令和5年4月18日発令

専門委員：令和5年5月25日発令

(五十音順)

(臨時委員)

古賀桃子	特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター代表、北九州市立大学大学院マネジメント研究科（ビジネススクール）教授
関福生	愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長
野津建二	島根県教育委員会教育長
牧野篤	東京大学大学院教育学研究科教授

(専門委員)

青山鉄兵	文教大学人間科学部准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員
伊藤智代子	東京都小金井市公民館緑分館 分館長
井上昌幸	栃木県立真岡工業高等学校長
大村恵	愛知教育大学教育学部教授
倉持伸江	東京学芸大学教育学部准教授
塩田信行	明治安田生命保険相互会社執行役員 ブランド戦略部長
原義彦	東北学院大学地域総合学部教授
山本進	北海道東神楽町長

令和6年4月1日時点

社会教育人材部会 審議経過

令和5年	5月26日	第1回	—社会教育の裾野の広がり和社会教育人材に求められている役割について —社会教育人材ネットワークについて
	6月28日	第2回	—社会教育主事講習実施機関からのヒアリング ・北海道立生涯学習推進センター ・愛知教育大学 ・大東文化大学 ・島根大学
	7月3日	第3回	—社会教育主事講習実施機関からのヒアリング ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター —社会教育主事講習の在り方や社会教育人材のニーズに応じた学習機会の拡大
	7月26日	第4回	—社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ（案））
	8月		—社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）公表
	9月7日	第5回	—社会教育人材の活躍促進についてヒアリング ・井上昌幸委員 ・山本進委員 ・古賀桃子委員
	11月13日	第6回	—社会教育人材の活躍促進についてヒアリング ・放送大学 ・伊藤智代子委員 ・塩田信行委員
令和6年	1月19日	第7回	—継続的な学習機会の確保についてヒアリング ・北海道 ・島根県 —社会教育人材のネットワーク化について —社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ（骨子案））
	3月19日	第8回	—社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ（素案））
	5月24日	第9回	—社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ（案））